

# 地理教育における領土教育の重要性

—大学生を対象とした領土に関する認識調査から—

深見 聡

キーワード：領土教育、北方領土、竹島、尖閣諸島、社会認識、相互理解

## 1. はじめに

### (1) 本論の背景

地理教育の重要性について端的に問われれば、空間認識の醸成にあるという回答に異論はないであろう。身近な地域にはじまり、国際情勢にいたるまで、発達段階に応じて社会的事象への関心喚起と俯瞰的な考察力の涵養、広い視野から理解の一層の促進を図ることは、今日の地理教育において、不可欠な要素といえる。その際に、現実起こっている社会的事象にコミットしながら、「社会的な見方や考え方」の伸長を図ることは、地理教育が机上の知識理解にとどまらない実学性の側面があることを物語る<sup>①</sup>。筆者はこれまで、深見ほか(2012)において、福岡県筑後市の小学校における「ごみ分別」の授業、中村ほか(2013)において、長崎県立国見高等学校の環境マネジメントシステムの取り組みに焦点をあて、地理教育的実践をとおして、児童・生徒たちが教科書や副読本などに示された内容を「わがこと」として認識し、教科「地理」の枠にとどまらない環境配慮行動への動機づけの効果が創出されている事例を報告してきた。

現行学習指導要領<sup>②</sup>において、地理教育に求められる役割として、このような現実起こっている社会的事象との接点を多く持ち、自身の考えを述べるといった社会とのかかわりの実質化をふくむ「社会参画」の視点が明確に示されたことは、今後このような実学性も一層重視されていくものといえる(泉, 2014)。

たとえば中学校社会科地理的分野の「身近な地域の調査」や、高等学校の「生活圏の諸課題」(地理 A)および「現代世界と日本」(地理 B)において、社会参画の意識を高めることが求められており(竹内, 2012)、全国地理教育学会第7回例会(2011年2月開催)ではいち早く「小中高等学校 地理教育における社会参画の指

導のあり方」と題して、事例報告と活発な議論が繰り広げられた。そこでは、発達段階に応じた社会とのかかわりを、ローカルやグローバルといった空間軸、歴史時代から現代にいたる時間軸を融合させた「社会認識」の伸長への期待も指摘された。

その前提に立てば、本論文で主題とする領土教育は、地理教育にその総合的な理解を促す役割が期待される。領土とは、領海・領空とともに国土を形づくる基盤である。くわえて、現代の国際社会のなかで自国の成り立ちを学習することは、国家間の相互理解を深める前提として欠かせない事項である。まさに、時事的問題に関する学習は社会科系教科において主対象とされる内容であり(篠塚, 2015)<sup>③</sup>、そのなかでも「地理」はそれらを空間的にとらえるという総合性の観点からもっとも得意とするといえよう。

領土に関しては、現行学習指導要領において、中学校社会科全分野、高等学校地理 A・B、日本史 A・B、現代社会、政治経済で取り扱われている。そのなかでも、とりわけ地理の分野からは、日本が領土問題を抱える北方領土および竹島の位置と範囲を確認させる点(中学校地理的分野)や、「国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に与える影響などを考察」する点(高等学校地理 A)、「我が国が正当に主張している立場」を踏まえた理解を深める点(高等学校地理 A・B)に立脚した領土教育が求められている<sup>④</sup>。なお、尖閣諸島については我が国固有の領土であり、現在も有効に支配していることから、中華人民共和国や台湾との間に解決すべき領土問題は存在しないことを、その範囲や位置もふくめて理解させることとなっている<sup>⑤</sup>。

従来、我が国の領土教育は、決して十分であったとはいえない。たとえば、旧学習指導要領でも、領土に関する取り扱いはなされてきたものの、たとえばその

指導要領解説中では「北方領土など我が国が当面する領土問題」の記述にとどまり、竹島や尖閣諸島については積極的に言及されてこなかった<sup>(6)</sup>。それもあってか、北方四島の名称や位置は比較的授業において取り上げることはあっても、竹島と尖閣諸島は詳しく扱わないケースが常態化していたと考えられる。この背景には、いわゆる無難な授業内容に終始しようという教員の判断や、我が国における国際問題を扱う政治地理学や地政学が「日本帝国主義の思想形成とかかわった」思想的側面への反動から、これらの内容が地理教育の現場で忌避されてきた感は否めない(横山, 2014; 山口幸男, 2015)<sup>(7)</sup>。しかし、近年直面している現実に目を転じると、ロシア連邦による積極的なインフラ投資でロシア化が一層すすむ北方領土(北海道)、大韓民国警備隊が常駐しもはや日本漁船が近づくことさえできなくなった竹島(島根県隠岐の島町)、毎日のように中華人民共和国公船が接続水域に現れ毎月数度の領海侵犯が生じている尖閣諸島(沖縄県石垣市)と、厳しい国際情勢の下に置かれている。日本は世界で6番目に広大な排他的経済水域面積(EEZ)を有し、領海およびEEZの存在は、豊富な漁業資源にとどまらず、メタンハイドレートなど埋蔵資源の採掘による資源大国化の可能性も指摘されていることから、国境島嶼は国土としての利用価値にとどまらない利益を我が国にもたらす(青山・松本, 2009; 青山, 2015)。これらの事実を踏まえて、領土について現実的課題ととらえて学ぶ必要があるだろう。単に、位置や領有根拠を暗記するのではなく、どのような経緯をたどり現在に至るのか多角的に理解し、厳しい国際情勢の下で今後これらの地域をどのように領土として維持や領有の主張を続けていくべきかを考える力の育成が求められる。

一方、領土教育について、偏狭なナショナリズムの台頭につながるといった懸念の声があるのも事実である(鳴瀬, 2013; 北田, 2016)。この点に関しては、客観的事実にもとづかず情緒的に相手国やその国民への批判をおこなうのは当然ながら正当化されるものではなく、現に厳しく慎まなければならない。そのうえで、イデオロギーに左右されない客観的記述や相手国が主張する異なる見解や教育の現状を知り、自国の領土について理解を深めることで、むしろ子どもたちに周辺国との相互理解の必要性を認識させることが重要である(中西, 2014)。現実的課題を知らない、あるいはそ

れらを積極的に教えようとしなないことのほうが、我が国に誤った領土認識や偏狭なナショナリズムを植えつける結果につながるのではなからうか<sup>(8)</sup>。

これまでみてきたように、地理教育における領土教育の役割は、実学的な「社会認識」を育むことにある。領土教育を扱った先行研究をみても、歴史教育者協議会の機関誌『歴史地理教育』2013年2月号で特集「領土問題と社会科の授業」が生まれ、中学校社会科地理的分野で尖閣諸島を多角的にとらえようという宇栄原(2013)や、北方領土と竹島をとおして領土問題を考える必要性を論じた松竹(2013)は、領土問題という社会的事象をとおして、国際社会のなかで我が国の立場を冷静に取り扱うべきと強調している。また、桑原ほか(2015)は、中学校社会科地理的分野において探求型学習や意思決定学習にもとづき、領土問題の解決に向けた選択肢を与え、それらを生徒に検討させてよりよい政策決定を促す授業案を提示している。その際、「特定の主張を押し付けるのではなく子どもに多様な見方考え方の育成を保障」するよう述べている。筆者もその主張に強い賛意を抱くが、前提として、北方領土・竹島・尖閣諸島が我が国固有の領土であることを位置や領有根拠とともに扱う必要がある<sup>(9)</sup>。

このような領土教育の必要性の高まりに対して、先行研究において、これらの地域に関して児童・生徒にどのように「社会認識」の深まりがみられたかを把握したものは少なく、さらに中学校や高等学校で学習した我が国の領土に関する内容がどの程度定着しているのかを、中学校・高等学校卒業生である大学生を対象に定量的な把握を試み、領土教育の抱える現状や課題について具体的に踏み込んで言及したものは、管見の限り存在しない<sup>(10)</sup>。

## (2) 本論の目的

そこで本稿では、現行学習指導要領もしくは旧学習指導要領<sup>(11)</sup>において、領土教育を受けてきた世代にあたる大学生を対象とし、領土認識に関する質問紙調査により得られた結果を報告する。具体的には、領土問題への関心の有無や、高等学校までの領土学習経験の有無、竹島・尖閣諸島の領有根拠、相手国の対応(竹島の韓国軍常駐や尖閣諸島周辺での接続水域への進入や領海侵犯)、これらの問題の解決策について質問し、最後に白地図上にこれら3地域の位置を図示してもらう内容とした(資料1)。

ついで、質問紙調査の結果より得られた知見から、地理教育において領土教育を現実に起こっている社会的事象としてとらえていく際にどのような役割や課題があるのか考察していくこととする。

なお、本稿においては、北方領土・竹島・尖閣諸島の領土問題や領有根拠に関して歴史学や政治学などの分野で蓄積されてきた研究成果への論評には踏み込んでいない。これら国境島嶼について、地理教育論の視点からどのように現状認識がなされているかを解明し、領土教育の充実が図れるかにしぼって論じることに専心した。

## 2. 大学生を対象とした領土認識に関する調査

### (1)調査の方法

今回筆者は、2016年4月から5月にかけて、質問紙調査を実施した。調査対象は筆者が所属する長崎大学の学部生とし、筆者が2016年度前期に講義を担当していた受講生ならびに、環境科学部の1年生全学生とした<sup>(12)</sup>。その結果、表1のような有効回答数を得た。

表1 有効回答数とその内訳 (単位:名)

学年	高校地理履修者	高校地理未履修者
1年生	75	53
2年生	25	34
3年生	26	29
4年生	4	4
計	130 (52%)	120 (48%)

質問紙の記入は、講義時間終了直後の休み時間を利用して、講義担当の教員が配布・回収した。記入にあたっては、無記名式とし、正答を意識せず回答者自身が正しいと思う選択肢を選ぶよう指示し、私語や脇見をしないよう注意喚起した。単純回収率は100%であり、有効回答数および被調査者の内訳は表1のとおりである。設問は、領土教育への関心や学習した時期といった全般的な内容、竹島に関する内容、尖閣諸島に関する内容から構成され、最後に白地図に北方領土をふくめた3か所の位置について訊ねた。本研究では、近年の領土教育の成果と課題の把握を主題としていることから竹島・尖閣諸島について中心に取り扱い、北方領土については領有根拠等の設問を割愛した。

### (2)調査の結果

本節では、大学生の領土教育や領土を取り巻く社会

的事象に関する認識について、①全体の傾向、②高等学校地理の履修の有無別の傾向、③領土教育への関心の有無別の傾向の3点から報告する。

#### ① 全体の傾向

ここでは全学生250名の傾向について報告する。

##### a. 領土教育について

高等学校までの教育課程で多少を問わず領土教育を受けた割合は、96.8%に達した。また、領土問題への関心度は、「かなりある」6.4%と「まあまあある」50.8%とを合わせた割合は57%で過半数を超え、「あまりない」36.0%と「ほとんどない」6.8%の無関心度42%を上回った。今後の領土教育の充実の必要性に対しては、「かなりそう思う」32.0%と「まあまあそう思う」56.8%とで約9割が肯定的な意識を有している。

今後、領土教育の充実が必要と考える理由について自由記述で回答を求め、198名の回答を得た。それらをKJ法により整理したところ表2のようになった。一方、必要と考えない理由についても同様に25名の回答を得、KJ法により表3のようにまとめられた。

表2 領土教育の充実の必要性を感じる理由

内容	%(名)
まずは知り関心を持つべきだから	41.3 (82)
他国の領土になる恐れがあるから	17.2 (34)
自国・国民のアイデンティティ確立の上で重要だから	16.7 (33)
周辺国の領土教育と日本の立場を比較するため	8.1 (16)
自国の経済活動に直結するから	7.6 (15)
国際社会での立場を知る必要があるから	6.6 (13)
周辺国との摩擦・衝突を抑えるため	2.5 (5)

表3 領土教育の充実の必要性を感じない理由

内容	%(名)
偏った領土教育への危険を感じるから	52.0 (13)
日常生活に無関係だから	32.0 (8)
周辺国との摩擦・衝突を抑えるため	12.0 (3)
領土の開発による環境破壊への懸念	4.0 (1)

##### b. 竹島について

領有根拠については、約半数の49.6%が「1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認し国際法上正当な手段で日本領とした」と回答した。一方で、「1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還された」(18.0%)、「もとは韓国領であったものを、1910年の日韓併合条約により日本領とした」(16.8%)、「国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定され

た」(14.0%)も一定数を占めた。また、島根県が制定した「竹島の日」の存在を知っていると回答したのは、16.0%にとどまった。一方で、竹島が韓国では独島という呼称であること(64.8%)、韓国では徹底した独島教育がなされていること(46.4%)、現在は韓国警備隊が常駐し実効支配していること(53.2%)について、一定の認知度を獲得していた。

つぎに、竹島問題を解決する方途について自由記述を求め、187名の回答を得た。その内容をKJ法により整理したところ表4のようになった。

表4 竹島問題の解決方途

内容	% (名)
国際司法裁判所に付託	33.1 (62)
首脳会談など話し合い	29.4 (55)
経済・外交・軍事的圧力の強化	7.0 (13)
領土教育の充実	7.0 (13)
共同・分割統治	7.0 (13)
他国の仲裁	5.9 (11)
韓国に譲る	4.3 (8)
交流を深め対話環境を整備	2.7 (5)
国際社会に自国の立場を宣伝	2.1 (4)
日本が買い取る	1.0 (2)
相互に撤退	0.5 (1)

### c. 尖閣諸島について

領有根拠については、約半数の51.2%が「1885年から調査を重ね他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認し国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした」と回答した。一方で、「1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還された」(16.8%)、「国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定された」(16.4%)、「もとは清王朝領であったものを、1895年の下関条約により日本領とした」(12.8%)も一定数を占めた。

中国や台湾が自国領と主張し始めたのは、1968年に本諸島海域に海底天然資源の存在が確認されて以降であることを知っているのは73.2%と、高い認知度を示した。また、2008年以降、本諸島周辺に中国公船による接続水域への侵入がほぼ毎日、領海侵犯が月数回発生していることについて、59.6%が認識していた。同国が海洋覇権主義にもとづきスプラトリー諸島(南沙諸島)に進出し周辺国と摩擦が生じている件については、45.2%が知っているとして回答した。

つぎに、尖閣諸島問題を解決する方途について自由記述を求め、170名の回答を得た。その内容をKJ法

により整理したところ表5のようになった。

### d. 「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」の位置<sup>(13)</sup>について

北方領土について、72.8%(182名)が正しい位置を回答した。誤回答68名の内訳は、得撫島以北の千島列島63.3%、樺太島17.6%、ハバロフスク沖1.5%、その他(図示できない旨記述あり等)17.6%であった。

表5 尖閣諸島問題の解決方途

内容	% (名)
首脳会談など話し合い	32.8 (56)
国際司法裁判所に付託	21.2 (36)
東南アジア諸国と連携強化	7.6 (13)
経済・外交・軍事的圧力の強化	7.1 (12)
中国公船の侵入防止	7.1 (12)
他国の仲裁	5.3 (9)
国際社会に自国の立場を宣伝	5.3 (9)
共同・分割統治	3.5 (6)
領土教育の充実	2.9 (5)
周辺の資源開発の既成化	2.4 (4)
中国に譲る	1.2 (2)
中国に売却する	1.2 (2)
相互に撤退	1.2 (2)
交流を深め対話環境を整備	0.6 (1)
かつてのように入島化	0.6 (1)

竹島について、27.2%(68名)が正しい位置を回答した。誤回答182名の内訳は、対馬40.6%、隠岐諸島32.4%、済州島10.4%、佐渡島・下関各1.6%、壱岐島・小笠原諸島・八重山諸島各1.1%、樺太島・能登沖・山口県萩沖・五島列島・尖閣諸島各0.6%、その他(図示できない旨記述あり等)7.1%であった。

尖閣諸島について、29.2%(73名)が正しい位置を回答した。誤回答177名の内訳は、済州島23.0%、宮古諸島14.6%、八重山諸島13.6%、対馬8.5%、隠岐諸島7.3%、吐噶喇列島・奄美群島各4.0%、沖縄本島3.4%、樺太島・伊豆諸島・薩南諸島各1.7%、佐渡島・竹島・五島列島各1.1%、ハバロフスク沖・江華島西方沖・下関・壱岐島・小笠原諸島各0.6%、その他(図示できない旨記述あり等)10.2%であった。

### ② 高等学校「地理」の履修の有無別の傾向

本調査において、高等学校で地理を履修した者は52%、未履修の者は48%であった。このうち、 $\chi^2$ 検定により履修の有無が回答結果に有意な差がみられたのは、資料1に設けた質問項目のうち表6に示す4項目であった。

・「竹島の日」の存在について、地理履修者は22.5%、

地理未履修者は 9.2%が知っている」と回答し、履修者が未履修者を約 13 ポイント上回った(p 値=0.005<0.05)。

- ・韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲があることについて、履修者は 29.2%、未履修者は 16.1%が知っている」と回答し、履修者が未履修者を約 13 ポイント上回った(p 値=0.016<0.05)。

- ・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が 1968 年の海底資源確認以降であることについて、履修者は 80.0%、未履修者は 65.8%が知っている」と回答し、履修者が未履修者を約 14 ポイント上回った(p 値=0.015<0.05)。

- ・中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島(南沙諸島)での拡張路線が周辺国の反発を招いていることについて、履修者は 56.9%、未履修者は 32.5%が知っている」と回答し、履修者が未履修者を 24 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

表 6 高等学校「地理」履修の有無による有意差

	関心者 (%)	無関心者 (%)	p 値	判定
「竹島の日」の存在	22.5	9.2	0.005	***
韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲がある	29.2	16.1	0.016	[*]
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が 1968 年の海底資源確認以降である	80.0	65.8	0.015	[*]
中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島での拡張路線が周辺国の反発を招いている	56.9	32.5	0.000	***

### ③ 領土教育への関心の有無別の傾向

本調査において、領土教育に関心のある者は「かなりある」(6.4%)と「まあまあある」(50.8%)を合わせて 57.2%、関心のない者は「あまりない」(36.0%)と「ほとんどない」(6.8%)を合わせて 42.8%であった。このうち、 $\chi^2$ 検定により領土教育への関心の有無が回答結果に有意な差がみられたのは、資料 1 に設けた質問項目のうち表 7 に示す内容に関してであった。

- ・尖閣諸島について領土問題は存在しないという政府見解について、「1895 年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは関心者 62.9%、無関心者 45.3%となり、関心者が無関心者を約 18 ポイント上回った(p 値=0.006<0.05)。また、「1895 年に日清戦争で日本が勝利した結果ここを日本領とした条約が

現在も有効だから」の誤答を選択したのは関心者 25.2%、無関心者 39.6%となり、関心者が無関心者を約 14 ポイント下回った(p 値=0.015<0.05)。

- ・「竹島の日」の存在について、関心者は 21.7%、無関心者は 8.5%が正しく回答し、関心者が無関心者を約 13 ポイント上回った(p 値=0.005<0.05)。

- ・我が国が竹島を日本領とする立場について、「1905 年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした」と正答を選択したのは関心者 63.1%、無関心者は 33.3%となり、関心者が無関心者を約 30 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。また、「1965 年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還された」の誤答を選択したのは関心者 12.8%、無関心者 25.7%となり、関心者が無関心者を約 13 ポイント下回った(p 値=0.009<0.05)。「領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定された」の誤答についても関心者 9.9%、無関心者 20.0%となり、関心者が無関心者を約 10 ポイント下回った(p 値=0.025<0.05)。

- ・竹島は韓国で独島と呼ばれていることについて、関心者は 76.9%、無関心者は 48.6%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 28 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

- ・竹島の位置する日本海が韓国では東海(トンヘ)と呼ばれていることについて、関心者は 25.9%、無関心者は 7.5%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 18 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

- ・韓国の徹底した独島教育について、関心者は 58.0%、無関心者は 30.8%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を 27 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

- ・韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲があることについて、関心者は 28.0%、無関心者は 16.2%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 12 ポイント上回った(p 値=0.033<0.05)。

- ・竹島は 1954 年より韓国軍が駐留し実効支配していることについて、関心者は 65.7%、無関心者は 36.4%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 29 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

- ・我が国が尖閣諸島を日本領とする政府見解について、「1885 年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で 1895 年に日本の領土とした」と正答を選択したのは関心者

61.0%、無関心者 41.2%となり、関心者が無関心者を約 20 ポイント上回った(p 値=0.002<0.05)。また、

「1978 年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還された」の誤答を選択したのは関心者 11.3%、無関心者 25.5%となり、関心者が無関心者を約 14 ポイント下回った(p 値=0.004<0.05)。

・中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が 1968 年の海底資源確認以降であることについて、関心者は 83.2%、無関心者は 59.8%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 23 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

・尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれていることについて、関心者は 32.9%、無関心者は 13.1%と回答し、関心者が無関心者を約 20 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

・中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島(南沙諸島)での拡張路線が周辺国の反発を招いていることについて、関心者は 60.8%、無関心者は 24.3%が知っている」と回答し、関心者が無関心者を約 37 ポイント上回った(p 値=0.000<0.05)。

・尖閣諸島の白地図への図示について、関心者は 37.5%、無関心者は 22.9%が正しく回答し、関心者が無関心者を約 15 ポイント上回った(p 値=0.022<0.05)。

また、今後の領土教育の充実の必要性については、「かなりそう思う」と「まあまあそう思う」を合わせた肯定的な意識が、関心者は 93.7%、無関心者は 83.8%と関心者が無関心者を約 10 ポイント上回った(p 値=0.020<0.05)。すなわち、日本の領土問題への関心がある学生ほど、日本の領土教育の必要性を高く意識する傾向がみられた。

表 7 領土教育への関心の有無による有意差

	関心者 (%)	無関心者 (%)	p 値	判定
尖閣諸島は、1895年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本領としたから	62.9	45.3	0.006	***
尖閣諸島について、1895年に日清戦争で日本が勝利した結果ここを日本領とした条約が現在も有効だから	25.2	39.6	0.015	[*]
「竹島の日」の存在	21.7	8.5	0.005	***
竹島は、1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本領としたから	63.1	33.3	0.000	***
竹島は、1965年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還された	12.8	25.7	0.009	***
竹島は、領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定された	9.9	20.0	0.025	[*]
竹島は韓国で独島(ドクト)と呼ばれている	76.9	48.6	0.000	***
日本領は韓国ではトンヘと呼ばれている	25.9	7.5	0.000	***
韓国の徹底した独島教育	58.0	30.8	0.000	***
韓国には「独島は我が領土」という歌謡曲がある	28.0	16.2	0.033	[*]
竹島は、1954年より韓国警備隊が遊駐し実効支配している	65.7	36.4	0.000	***
尖閣諸島は、1885年から調査を重ね他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本領としたから	61.0	41.2	0.002	***
尖閣諸島は、1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたから	11.3	25.5	0.004	***
中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた時期が1968年の海底資源確認以降である	83.2	59.8	0.000	***
尖閣諸島は中国や台湾で釣魚群島と呼ばれている	32.9	13.1	0.000	***
中国の海洋覇権主義によりスプラトリー諸島での拡張路線が周辺国の反発を招いている	60.8	24.3	0.000	***
尖閣諸島の白地図への図示	37.5	22.9	0.022	[*]
今後の領土教育の充実の必要性	93.7	83.8	0.020	[*]

### 3. 考察

ここでは、質問紙調査の結果をうけて、地理教育における領土教育の重要性について、下記三点にしぼって考察を加えていく。

第一に、領土教育を高等学校の教育課程までにほとんどの学生が受けており、さらに領土教育に関する関心と、今後の領土教育の充実についても高い肯定感が存在することがわかった。また、高等学校での地理履修者と未履修者、および領土教育への関心者と無関心者の間で、尖閣諸島やスプラトリー諸島をめぐる緊張関係への認識度に有意な差がみられた。一方で、竹島・尖閣諸島の位置の正答率は3割弱、領有根拠は約5割の正答率にとどまった。現行学習指導要領解説で「位置と範囲を確認」(中学校地理的分野)させ、「我が国が正当に主張している立場」(高等学校地理 A・B)を踏まえた理解を促すよう明示されているが、今回の調査結果は、これまでの領土教育が決して十分とは言えなかった現実を突きつける。領土についてもっとも初歩的な学習内容に相当する位置の確認に至っては、竹島を対馬、尖閣諸島を済州島とする誤回答が目立った。被回答者のうち、33.6%が長崎県、28.8%が福岡県の出身であることも加味すると、教科書で習ったであろう知識の定着と日常的に報道等から獲得する社会認識との間に深刻な乖離が存在すると言わざるを得ない。現行学習指導要領において領土教育を展開していく際には、現実には発生しているできごとと関連づ

けた授業展開で関心の喚起を図ることが不可欠である。

第二に、今回の調査結果から、高等学校で「地理」を履修したか否かによって、位置や領有根拠に関する回答結果に有意な差はみられなかった。むしろ、何らか別のきっかけ(地理以外の地理歴史科・公民科の履修や、報道、インターネット等の情報)が背景にあり、そのうえで、領土教育に関心を持ったか否かで、ほとんどの回答結果に有意な差がみられた事実は看過できない。「1.はじめに」で述べたように、「地理」が領土教育においてもっとも有効かつ総合的なアプローチが可能であるとの筆者の指摘に異論はないであろう。地理教育の実学性の側面を意識した授業展開は、領土教育にこそ高い親和性を有しているものの、「教科書を通じてある学習内容について生徒たちと共に考え、共に学び合う」という点に注力しなければ、いくら教科書記述の充実が図られても、その実際は有名無実なものになりかねない危険をはらんでいる(泉, 2013)。周辺国との関係において動態的な存在として竹島や尖閣諸島をとらえ、位置の確認や自国の正当な主張の内容に加え、相手国の主張および政治地理学・地政学的な国際情勢も踏まえた「社会認識」を重視した地理主導の領土教育の再構築が求められる。

第三に、領土教育への関心は高まっているものの、そのことが偏狭的なナショナリズムの台頭への懸念を招かないよう、十分に配慮する必要がある。しかし、自国の正当な主張を躊躇することとは同義でない点に留意すべきである。我が国の領土教育は、これまで十分であったとはいえ、具体的には旧学習指導要領に明文化されていた北方領土について扱われる程度というのが実情であった。ここで、われわれ地理教育に携わる者は、領土教育の原点を見つめなおす必要がある。それは、領土教育とは決して相手国への対立感情を煽るといったものではなく、関係国が相互理解の第一歩につなげていく根底に位置づけられる内容であると強調しておきたい。表2にも示したように、日本人の多くは自国の領土について「まずは知り関心をもつべき」初歩的段階にあることが、位置や領有根拠に関する調査項目の正答率から明白となった。したがって、自国の正当な立場への理解を深める際に、相手国という存在も同時に意識させる必要がある。その際、決して情緒に訴えるのではなく、我が国の正当な立場を冷

静に扱い、そのことはあくまで根底にある相互理解の立場から我が国の国境島嶼を取り巻く「社会認識」につなげていく教員側の意識の確立が欠かせない。

場合によっては、地歴連携・地公連携を意識しながら、「地理」において空間軸と時間軸を同時に扱う利点を活かすほかはない。それらをとおして、領土教育の充実はむしろ「周辺国との摩擦・衝突を抑えるため」に必須の事項であり、今日の厳しい国際情勢の下で獲得すべき、自国を俯瞰する視野の伸長にとって不可欠な学習内容と位置づける必要がある。

今回の調査から、高等学校「地理」の履修の有無によって、位置や領有根拠の正答率に有意な差を確認することはではなかった。一方で、領土教育への関心は高まっており、その受け皿としての地理教育の重要性を再確認し、早急かつ積極的にその社会的要請に応えていかなければならない。

#### 4. おわりに

本稿では、地理教育における領土教育の重要性について、「地理」が持つ社会的事象に対する認識を深めるという実学性の側面に注目し、大学生の領土認識に関する質問紙調査の結果をもとに、我が国の領土教育に果たす役割と課題について論じてきた。

その結果、我が国の領土教育はこれまで十分であったとはいえ、今後、学校教育において中心的役割を期待される「地理」において自国を知るのみならず相手国への相互理解の視点をふくめた授業展開の必要性が明確になった。

2016年2月現在、2022年度に完全実施見込みの次期学習指導要領において、高等学校で地理必修科目「地理総合」(仮称)の設置が検討されており(井田, 2016)、我が国における敗戦後の地理教育が、小学校から高等学校まで連続して必修化されるという大きな節目を迎えようとしている。それに先駆けて、「地理」における領土に関する記述は、小学校社会科、中学校社会科地理的分野、高等学校地理歴史科地理のすべての教科書において、北方領土、竹島、尖閣諸島への記述がなされるようになった<sup>(14)</sup>。このことを起点として、単に場所の確認といった知識習得にとどまらずに、動態的な国際情勢の下で我が国の国境島嶼の置かれた現状をリアルにとらえ、周辺国との主張の相違を認識するという基本的な相互理解の嚆矢として我が国の領土への認

識および他国との関係を俯瞰的に扱う必要がある。そのことが、偏狭なナショナリズムに拠らず、かつ、無意識に他国におもねるかのようなイデオロギーに陥らない領土教育の充実につながるといえる。

本稿はその問題点の一端を提起したに過ぎないが、領土教育に地理教育が主体的にかかわっていくことの重要性について多少なりとも訴えることができたと考えている。領土教育に関する教授法や地歴連携・地公連携の際の課題等について、さらに論究を深めていきたい。

## 付 記

本論文をまとめるにあたり、質問紙調査に応じてくれた長崎大学学生、調査実施にご協力いただいた同僚のA教員に対して深く感謝申し上げます。

本研究は、JSPS 科研費 16K02072 の助成を受け実施した。

## 注

- (1) このことに関連して、山口幸男(2009)は地理教育には①生活実用的、②社会的問題解決的、③人間存在論的の3つの有用性が存在することを指摘している。本論文は、とくに②に着目して、領土教育について論を展開するものである。
- (2) 小中学校については、2008年3月公示、2009年度から一部移行措置が採られ、小学校は2011年度から、中学校は2012年度から全面实施された。高等学校については、2009年3月公示、2013年度から全面实施されている。
- (3) 1947年の学習指導要領(試案)、1951年版学習指導要領では、科目として「時事問題」が置かれていた。また、1978年版学習指導要領では「現代社会」が新設されるなど、現代の諸問題に子どもたちが向き合う指向性がいわゆる社会科全般に存在していたことが理解できる(篠塚, 2015)。
- (4) 現行の学習指導要領解説による。
- (5) 日本政府は、1895年に尖閣諸島の領有を閣議決定し、翌年に沖縄県八重山郡に編入した。1968年、ECAFE(国連アジア極東経済委員会)がおこなった資源調査で、翌年に尖閣諸島近海に油田の存在が発表されると、1971年に中華人民共和国と台湾が尖閣諸島の領有権を主張するようになった(山田, 2014)。これに対し、苫米地(2015)のように、「実は、日本政府も1970年以前は領有権を主張していなかった」ことを「不都合な事実」と位置づける論調もある。この点は、むしろ尖閣諸島の実効支配が脅かされる以前は今日のように領有権を他国に対し執拗に主張する必然性がなかったためとも言え、「不都合な真実」とは断じ得ない。
- (6) 筆者の経験であるが、領土教育に関しては、中学校社会科で北方領土について各島の名称と位置、ソビエト連邦(当時)が占領するに至った経緯につ

いて習ったものの、竹島・尖閣諸島については一度も授業で扱われた記憶がない。

- (7) 同様の対象として、主権者教育がある。2015年6月、改正公職選挙法の成立により、2016年6月より選挙権年齢が18歳に引き下げられた。これをうけて、高等学校で使用される副教材『私たちが拓く日本の未来』(2015年、総務省・文部科学省刊)の教師用指導資料において、教師の政治的中立性の確保が明記されている。本論文の主題である我が国の領土においても、日本領にいたる経緯や現在の社会的事象について、情緒的ではなく冷静に取り扱うことが重要である(中西, 2014)。
- (8) 典型的な事例が、韓国における独島(韓国における「竹島」の呼称)教育であろう。韓国教育科学技術省は2008年より「独島を守る拠点学校」を指定して独島探訪を支援したり、2011年より教員養成のための独島教育のオンラインプログラムを採用したりしている。それ以前から、独島は韓国領であることを、幼児教育の段階から歌謡曲「独島は我が領土」(1982年発表)を合唱させたり、小・中・高等学校でも独島は韓国領であることを道徳や社会科、教科外活動(独島部などの部活動等)をとおして「独島守護の意志」を高め、「地方自治体や市民団体の活動に積極的に参加するよう誘導」を図ったりという、主として情緒に訴える教育法も散見される(2011年3月4日付の東亜日報日本語版記事による)。結果、独島は韓国領であることを信じて疑わない教育に成功しており、筆者はその偏狭的なナショナリズムの醸成は、地理教育における領土教育の範疇を逸脱しているものと批判的にとらえている。また、武田(2015)の授業実践では、領土に関する問題について、竹島や尖閣諸島を日本領とする主張を「序列意識」の表れと批判的にとらえ、隣国との共生や東アジアの「平和」を脅かすものと論じている。筆者は、今日の一連の領土問題への注目の高まりは、敗戦後、領土という対象について自国の立場を明確に教育や外交において主張してこなかった点に帰結するものにとらえている(山口康助, 2004)。国際関係論が専門の青山繁晴氏(近畿大学客員教授)も言うように、真に隣国との相互理解や平和的關係を希求するならば、日本領であることを明確に扱ったうえで、他国の主張についても知るべきである。さながら隣国におもねることを是とするかのような授業内容は、子どもたちの「社会認識」の伸長にとってむしろ阻害要因となるのではないかと危惧している。
- (9) これに対して、渡部(2015)は、他国がこれらの地域をどのようにとらえているかに触れ、多角的なもの見方に資する授業展開例を示しており有用な先行研究である。しかしながら、北方領土、竹島、尖閣諸島を日本領と明記した教科書の記述を、「日本政府側の見解のみが一方的に書かれて」おり、「安倍政権の領土教育への介入」との論には異



を唱えざるを得ない。敗戦後、学校教育の現場では領土教育はむしろおざなりにされてきたとみるべきであり、北方領土、竹島、尖閣諸島という自国の領土に関する「知る機会」が長年失われてきた。結果、周辺国による侵犯行為や情緒に訴えるかのごとき領土教育を傍観するしかなかったと言え、現行学習指導要領において、ようやく正常化が図られたととらえることができる。外国と意見が異なる点を尊重し合い相互理解につなげること、自国の主張を明確化しないこととは別問題であり留意されたい。

- (10) 玉川大学の谷和樹教授が2013年に大学生150名に白地図を渡し、北方領土等の位置を記入させてみたところ、すべて正しかった者は3名にとどまったとの報告がある程度である(中西, 2014)。
- (11) 小中学校については、1998年3月公示、2002年度から全面実施された。高等学校については、1999年3月公示、2003年度から学年進行で実施された。
- (12) ただし、外国人留学生など、小学校から高等学校の期間を我が国の教育課程以外の教育を受けた者については調査対象外とした。なお、筆者は環境科学部1年生を担当する講義がないため、1年次必修科目を担当する同僚のA教員にアンケートの実施を依頼し快諾を得た。
- (13) 資料1に示した白地図上に、各々位置すると考える場所について○印で囲んでもらう回答方式とした。その正誤について、北方領土の場合、正答は厳密には四島のみを囲むものとなるが、本調査ではたとえば択捉島と国後島のみを囲むケースについても位置の大意は認識しているものと判断し、正答とカウントした。ただし、北方四島以北の得撫島などの千島列島のみを囲んだ場合は不正解とした。
- (14) 2015年度現在。2016年度から使用される中学校社会科教科書では、歴史的な分野・公民的分野においても北方領土・竹島・尖閣諸島について記述されるようになった。

### 参考文献

青山千春:「メタンハイドレートで目指せ「資源大国」」。新潮45, 34(6), pp.52-61, 2015.6.

青山千春・松本良:「計量魚群探知機によるメタンブルームの観測とメタン運搬量の見積もり」。地学雑誌, 118(1), pp.156-174, 2009.3.

泉貴久:「新課程高校地理A教科書の特徴—執筆に携わった立場から—」。地理教育, 42, pp.6-13, 2013.6.

泉貴久:「新しい高校地理教育への提言」。地理, 59(2), pp.41-49, 2014.2.

井田仁康:「高等学校「地理」の動向と今後の地理教育の展望」。人文地理, 68(1), pp.66-78, 2016.4.

宇栄原健夫:「実践/中学校地理 尖閣諸島問題を多角的に捉える」。歴史地理教育, 800, pp.32-37, 2013.2.

北田邦夫:「高校の授業 地理A 尖閣諸島をめぐる日中

領土問題の授業」。歴史地理教育, 846, pp.49-54, 2016.3.

桑原敏典・横川和成・井上昌善:「政策選択学習の原理に基づく領土問題の単元開発—中学校社会科小単元「領土問題から日本の外交を考える」の開発を通して—」。岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 158, pp.71-79, 2015.2.

篠塚明彦:「時事問題と結びついた世界史学習—世界史で時事問題を取り上げる意義—」。上越社会研究, 30, pp.43-52, 2015.10.

竹内裕二:「地域における社会参加と地理教育」。E-journal GEO, 7(1), pp.65-73, 2012.4.

武田竜一:「高校生と考える東アジアの平和—「領土問題」を授業でどう取り上げたか—」。地理教育, 44, pp.50-58, 2015.6.

苫米地真理:「尖閣諸島をめぐる「領有権問題」否定の起源—政策的解決への可能性—」。公共政策志林, 3, pp.139-153, 2015.3.

中西茂:「脱イデオロギーの領土教育が必要だ」。読売クオータリー, 30, pp.4-15, 2014.10.

中村修・丸谷一耕・深見聡・遠藤はる奈・本田藍:「地理教育からみた「ごみ分別授業」に関する研究—福岡県筑後市の取り組みを事例に—」。地理教育研究, 12, pp.17-25, 2013.3.

鳴瀬彰夫:「ナショナリズムと教育—「国境」の授業への一考察—」。神奈川大学心理・教育研究論集, 33, pp.65-71, 2013.3.

深見聡・松田香穂里・保坂稔・中村修:「高等学校における環境マネジメントシステム導入の地理教育的意義—長崎県立国見高等学校の取り組みを事例として—」。地理教育研究, 11, pp.19-27, 2012.11.

松竹伸幸:「竹島・千島を通して領土問題を考える」。歴史地理教育, 800, pp.18-25, 2013.2.

山口康助:「「尖閣」問題と地理教育」。カレント, 41(5), pp.18-21, 2004.5.

山口幸男:『地理思想と地理教育論』。学文社, 2009.12.

山口幸男:「ハウスホーファー「太平洋地政学」の地理教育論的考察」。地理教育研究, 16, pp.9-16, 2015.3.

山田吉彦:『国境の人びと—再考・島国日本の肖像』。新潮社, 2014.8.

横山昭市:『国際関係の政治地理学—現代の地政学—』。古今書院, 2014.9。

渡部竜也:「社会問題提起力育成のための授業構成の理論と方法(1)—単元「社会問題の定義から領土問題を考える」・「デパートに窓がなぜないの?」の開発を通して—」。東京学芸大学紀要 人文社会科学系 II, 66, pp.19-37, 2015.1.

## 資料1 本論文において使用した質問紙

**領土に関する現状認識アンケート**

この調査は、日本をめぐる北緯諸国との国境関係に関して、皆様の認識や考えを学術的に把握することを目的としています。回答の内容が**発表の成績に影響することはありませんので、あなたの認識や考えを自由に回答して下さい。**  
なお、提供された個人情報には厳正な管理のもとに働き、目的外に使用することはありません。ご協力下さいますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 (地理学部：深見 聡)

**【あなたに関することについて教えてください】**

- 所属 ( ) 学部・( ) 年
- 性別(○がどちらか) (男・女)
- 出身県(ご自身が最も長く暮らした県) ( ) 県
- 高校で履修したことのある科目(該当するものいくつでも○)  
(世界史・日本史・地理・政治経済・倫理哲学・現代社会)
- あなたは、日頃ニュースなどの頻度で触れていますか(ネット・新聞・テレビ等)。  
(毎日・ほぼ毎日・週に3~4日・週に1~2日・ほとんどない)
- あなたは、日本の領土問題に関心がありますか  
(かなりある・まあまあある・あまりない・ほとんどない)

**【日本の領土についてあなたの認識を教えてください】**

質問1. 国の領域は、3つの要素から構成されています。それらは、「領土」「領空」と、あともう一つは「領( )」ですが、( )に入る漢字を1文字で答えてください。  
( )

質問2-1. あなたは、小学校から高校までの課程で、いわゆる日本の領土問題について学習したことがありますか。  
(かなりある・少しある・ほとんどない・まったくない・覚えていない)

質問2-2. 質問2-1で「かなりある・少しある」と回答した方のみ答えてください。  
学習した場面はどのような時でしたか(当てはまるものいくつでも○)。  
1. 授業の中で(おおよその時期：小・中・高) )  
教科名： )  
2. ホームルームや全校集会・学年集会など学校内の教科外活動で )  
3. 修学旅行や施設見学など学校外での教科外活動で )  
4. 学習塾や家庭、地域など、学校教育とは別の場面で )  
5. その他 ( )

質問3. 日本国が抱える領土問題は、「北方領土」(ロシア側)と「竹島」(韓国側)の2つであり、この他に、中国や台湾が関与している「尖閣諸島」について、外務省は「領土問題」

は存在していない」という立場を採っています。その理由はなぜだと思いますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。

- 1895年日清戦争で日本が勝利した結果を中国とした条約が現在も有効だから。
- 1895年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土としたから。
- 1972年に日中国交回復がなされた際に、尖閣諸島は日中両国で共同統治することが決められたから。
- かつて尖閣諸島に日本人も中国人も居住した歴史がないため、国際法上、日本領でも中国領でもないといわれているから。

質問4. ここでは、竹島問題についていくつかおたずねします。  
(1)竹島が所属する自由体が、2月22日を「竹島の日」と定めていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(2)竹島が、日本領となっている根拠は何だと思えますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。

- 1905年に他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で日本の領土とした(このような手順を「先占の法理」と言います)から。
- もとは韓国領であったものを、1910年の日韓併合条約により日本領としたから。
- 1963年の日韓基本条約によって、韓国から日本に返還されたから。
- 領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定されたから。

(3)竹島は韓国ではトクト(独島)と呼ばれていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(4)日本海は韓国ではトクヘ(東海)と呼ばれていることを知っていますか。ちなみに、韓国国歌の歌詞は「東海が東を境とて」で始まります。  
(知っている・知らなかった)

(5)韓国では、「独島」について小学生の頃から韓国領としての領土教育をおこなっていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(6)韓国では、1982年に発表された「独島は我が領土」という歌謡曲があり、若者男女の間で浸透していることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(7)竹島は1964年より韓国警備隊が駐留して実効支配を続けていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(8)竹島問題の解決を図るには、どのような方策が有効と思えますか。自由に記述してください。

質問5. ここでは、尖閣諸島問題についていくつかおたずねします。  
(1)2008年以降、尖閣諸島周辺では、中国公船による接続水域(領海の周辺)への進入がほぼ毎日、領海侵犯が毎月3件程度発生していることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(2)尖閣諸島が、日本領となっている根拠は何だと思えますか。適切と思うものを1つだけ選んでください。

- 1885年から調査を重ね、他国の支配が及ぶ痕跡がないことを確認して、国際法上正当な手段で1895年に日本の領土とした(このような手順を「先占の法理」と言います)から。
- もとは清王朝領であったものを、1895年の下関条約により日本に割譲されたから。
- 1978年の日中平和友好条約によって、中国から日本に返還されたから。
- 領土紛争を解決する国際司法裁判所の判断で、日本領であると決定されたから。

(3)中国や台湾が尖閣諸島を自国の領土と初めて主張するようになったのが、1968年に同諸島の海域に天然ガスなどの豊富な天然資源の存在が確認されて以降であることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(4)尖閣諸島は、中国名では、釣魚(ちうぎょ)群島と呼ばれていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(5)尖閣諸島は、絶滅危惧種であるアホウドリの生息地であることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)


(6)中国は国家戦略として、海洋覇権主義を唱えています。そのため、尖閣諸島以外でも南沙諸島(英名:スプラトリー群島、ベトナム:フイロピン・台湾・マレーシア・中国間で係争中)での埋立地盤温や海底地層を掘り、軍艦路線への反発を招いていることを知っていますか。  
(知っている・知らなかった)

(7)尖閣諸島問題の解決を図るには、どのような方策が有効と思えますか。自由に記述してください。

質問6-1. あなたは、日本において領土教育の充実が必要だと思いますか。  
(かなりそう思う・まあまあそう思う・あまりそう思わない・まったくそう思わない)

質問6-2. 質問6-1でこのように考える理由を教えてください。

質問7. 最後の質問です。日本の領土に関する問題で、よく登場するのが、「尖閣諸島」「北方領土」「竹島」の3つの島々です。これらについて、おおよそで結構ですのでそれぞれこの付近に位置すると思う島を、白地図中に示してください。



以上で質問は終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。  
ご記入漏れがないか、もう一度お確かめください。

## The Importance of Territorial Education in Geography Education: From a Survey on the Territorial Recognition of University Students

Satoshi FUKAMI\*

**Key Words:** Territorial Education, Northern Territories, Takeshima, Senkaku Islands, Social Recognition, Mutual Understanding

This paper describes how geography education plays a role in territorial education in consideration of its characteristic of creating space perception. Specifically, we conducted a questionnaire survey on the territorial recognition of university students. As the result, no significant difference is not confirmed in questions of the location of and the basis of territorial rights to the Takeshima and the Senkaku Islands between students studying geography at high school and those not studying. On the other hand, students' answers in the survey show affirmative attitudes toward the enhancement of territorial education. To promote mutual understanding with neighboring countries from now on, it is necessary to establish the social recognition of Japan's position on the issue of islands on the border under the severe international situation.

\*Associate Professor, Faculty of Environmental Science, Nagasaki University